

渡島海区漁業調整委員会指示第1号

まつかわ資源の保護を図るため漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年（2023年）5月22日

渡島海区漁業調整委員会
会長 阿部 国雄

1 指示海域

渡島総合振興局管内沖合海域

ただし、次の基点第1号、点1、点2、点4及び基点第5号を結んだ線以西の海域を除く。

基点第1号 函館市古部町と函館市銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 函館市恵山岬町と函館市御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点No.1

基点第3号 函館市日浦町と函館市原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 函館市恵山岬町恵山岬灯台中心点

基点第5号 青森県下北郡尻屋埼灯台中心点

点1 基点第1号から 36度03分 15,000メートルの点

点2 基点第2号から 102度30分 10,500メートルの点

点3 基点第3号から 146度37分 10,000メートルの点

点4 基点第4号から基点第5号に結んだ線と点2から点3に結んだ線との交点

2 指示期間

令和5年（2023年）8月8日から

令和6年（2024年）8月7日まで

3 指示内容

全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。